

特定非営利活動法人HMS 公認指導者資格認定規定

第1章 総則

第1条 この規定は、特定非営利活動法人HMS定款第5条第1項第3号の規定に基づき、特定非営利活動法人HMS（以下「HMS」という。）が公認する指導者（以下「Movement Director」という。）について、その資格を認定し、資質の向上を図るために必要な事項を定める。

第2条 この規定は、Movement Directorの認定により、HMSの提供する事業の健全な普及発展を図り、広く社会一般の者の心と体の健康の維持増進に資することを目標とする。

第3条 この規定でいう認定とは、Movement Directorの資格を得ようとする者（以下「受験者」という。）を審査して合否を決め、合格者が所定の手続きを経て登録されるまでを総称する。

第2章 資格認定を受けることができる者の条件

第4条 この規定で資格認定するMovement Director（以下「MD」という。）は、次に掲げるものとし、資格認定を受けることができる者は、HMS正会員であり、前年度末に満年齢18歳以上で次の条件を満たす者とする。

(1) ホワイトラインMD

ホワイトラインMDの受験者は、HMSが主催する講習会を3回以上受講した者。但し、過去にHMSのディレクターからの指導を受けた者は2回とする。もしくは、別に定めるホワイトラインMD養成講座を受講した者。

(2) シルバーラインMD

シルバーラインMDの受験者は、ホワイトラインの資格を取得後2年以上の指導実績を積み、且つ、HMSが主催する認定講習会を資格有効期限内に1回以上受講した者。もしくは、別に定めるシルバーラインMD養成講座を受講した者。

(3) ゴールドラインMD

ゴールドラインMDの受験者は、シルバーラインの資格を取得後2年以上の指導実績を積み、且つ、HMSが主催する認定講習会を資格有効期限内に1回以上受講した者。

(4) プラチナラインMD

プラチナラインMDの受験者は、ゴールドラインの資格を取得後10年以上の指導実績を積み、且つ、理事会で認められた者。

第3章 資格認定のための審査

第5条 認定のための審査は、上記第4条に記載のある条件を充たした者に対して行うものとする。

第4章 資格認定のための登録等

第6条 HMSは、MDの資格認定に合格した者で、別に定める登録の手続きをした者について、ホワイトライン、シルバーライン、ゴールドライン及びプラチナライン資格者として認定し、登録するとともに、認定証を交付する。又、その有効期限は認定を受けた日から3年間とする。

第7条 資格認定のための登録料及び更新料は無料とする。

附 則

- 1 第2章第4条(2)(3)の一部を改定し、2015年年2月2日から実施する。
- 2 第2章第4条および第4章第7条の一部を改定し、2018年4月22日から実施する。